

震災時の危険な職務で犠牲

公務災害、補償対象拡大へ

14.5.14
東日本大震災で亡くなった公務員の遺族らが、高度の危険が予測される職務で犠牲になったとして「特殊公務災害」の認定を求めながら却下されていた問題で、補償を取り扱う「地方公務員災害補償基金」が判断を見直す方針を決めた。

新方針では、目撃者がいない場合や、浸水予想区域でない場所で亡くなり、当初は「高度の危険」と認定されなかった事例な

どを補償対象にする。岩手、宮城、福島3県で補償の可否を判断してきた同基金の支部に1日付で通知した。

基金によると、昨年度末までに3県の145人の遺族から申請があり、124人分を却下したが、88人の遺族が審査会に不服を申し立て、岩手県で7人全員、宮城県で34人が認められた。審査会で判定が覆るケースが相次ぎ、基金の担当者らは「同じ状況で認められ

る人、そうでない人がおり、公平性を確保する」としている。

避難を呼びかけるため沿岸部に向かって津波で亡くなった仙台市の男性職員（当時38）の母親は「ほっとした。最後まで住民のために頑張ったことを認めてほしい」と語った。

特殊公務災害は、高度の危険が予測される職務中に死傷した場合、一般の公務災害の最大1.5倍が補償される。（小野智美）